

年 月 日

高取町長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

事前協議書

高取町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり協議します。

記

1 事業名

2 事業区域の所在地及び面積

高取町大字
合計面積

番 ほか 筆
㎡（□公簿・□実測）

3 発電出力

kw

4 事業予定期間

年 月 日から

年間

5 設置工事

（1）着手予定日

年 月 日から

（2）完了予定日

年 月 日まで

6 事業計画の概要

7 事業に関わる法令等

第 号
年 月 日

様

高取町長

印

事前協議終了通知書

年 月 日付で事前協議の太陽光発電設備設置事業について、下記のとおり通知します。

記

- 1 事業名
- 2 事業区域の所在地及び面積
高取町大字 番 ほか 筆
合計面積 m² (□公簿・□実測)
- 3 発電出力 kw
- 4 事業予定期間 年 月 日から 年間
- 5 設置工事
(1) 着手予定日 年 月 日から
(2) 完了予定日 年 月 日まで
- 6 条 件
- 7 意 見

年 月 日

高取町長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

事 業 届 出 書

高取町太陽光発電設備設の適正な設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、事業の実施について、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業名

2 事業区域の所在地及び面積 高取町大字 番地 ほか 筆
合計面積 m²（□公簿・□実測）

3 発電出力 kw

4 事業期間 年 月 日から 年間

5 説明会実施日 年 月 日（説明会実施状況報告書）

6 誓約条項

- （1） 高取町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例及び同施行規則その他関係法令を遵守します。
- （2） 事業区域の住民等の理解を得るとともに、自然環境及び生活環境の保全に支障が生じないよう、常時安全かつ良好な状態を維持します。
- （3） 太陽光発電設備を第三者に転売し、又は譲渡した場合は、この誓約条項を相手方に責任をもって承継させます。

(1/3)

7 事業計画の概要

(1) 設置工事に関する計画

ア	着手予定日	年	月	日から
イ	完了予定日	年	月	日まで
ウ	施工者	住所	氏名	電話番号
エ	設計者	住所	氏名	電話番号

(2) 設置基準に関する計画

ア 災害発生の防止に関する事項

イ 事業区域と周辺地域における自然環境及び生活環境の保全に関する事項

ウ 構造の安全性に関する事項

エ 維持管理及び事業終了後の措置に関する事項

オ その他町長が必要と認める事項

8 事業禁止区域・抑制区域の確認

- (1) 事業禁止区域 該当あり (条例第 5 条第 号に該当)
(規則第 4 条第 2 項に該当)
 該当なし

- (2) 抑制区域 該当あり (規則第 4 条第 1 項第 号に該当)
 該当なし

9 関係法令等の手続状況

- (1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 9 条第 1 項の規定による事業計画の認定の状況

- (2) その他関係法令等による許可、認可、届出等の状況

10 添付書類

- (1) 事業者を証明する書類 (個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書)
(2) 位置図
(3) 事業区域及びその隣接地の公図又は地籍図
(4) 事業区域の土地の登記事項証明書
(5) 事業区域調書 (権利者一覧表) (様式第 4 号)
(6) 事業区域隣接地調書 (権利者一覧表) (様式第 5 号)
(7) 現況図 (平面図及び縦横断図)
(8) 現況写真 (事業区域内及びその周辺の状況が分かるもの)
(9) 土地利用計画図 (平面図及び縦横断図)
(10) 工作物設計図 (平面図、立面図、断面図及び構造図)
(11) 構造計画図 (平面図及び縦横断図)
(12) 排水計画図 (平面図)
(13) 資力を証する書類 (残高証明書、預貯金通帳の写し、融資証明書等)
(14) 説明会実施状況報告書 (様式第 6 号)
(15) 地域住民等及び大字区長の同意書
(16) 事前協議終了通知書の写し
(17) その他町長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

事業区域調書（権利者一覧表）

物件種別	所在及び地番	地目	地籍	権利種別	権利者	摘要

- 1 物件種別欄は、土地、建物等の種類を記入してください。
- 2 地目欄及び地籍欄は、登記簿上の地目及び公簿面積を記入してください。現況地目及び実測面積が登記簿と一致しない場合は、摘要欄にその旨を記入してください。
- 3 権利種別欄は、所有権、抵当権等の権利の種類を記入してください。
- 4 同一物件に権利者が2名以上ある場合は、摘要欄にその旨を記入してください。

様式第5号（第8条関係）

事業区域隣接地調書（権利者一覧表）

物件種別	所在及び地番	地目	地籍	権利種別	権利者	摘要

- 1 物件種別欄は、土地、建物等の種類を記入してください。
- 2 地目欄及び地籍欄は、登記簿上の地目及び公簿面積を記入してください。現況地目及び実測面積が登記簿と一致しない場合は、摘要欄にその旨を記入してください。
- 3 権利種別欄は、所有権、抵当権等の権利の種類を記入してください。
- 4 同一物件に権利者が2名以上ある場合は、摘要欄にその旨を記入してください。

年 月 日

高取町長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

説明会実施状況報告書

高取町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第9条の規定により、説明会を開催したので、下記のとおり実施状況を報告します。

記

1 事業名

2 事業区域の所在地及び面積 高取町大字 番 ほか 筆

3 説明会の実施状況

(1) 開催日時 年 月 日 (時 分～ 時 分)
(2) 開催場所
(3) 説明会の参加人数 地域住民等 人 説明者 人
(4) 説明内容

(5) 質問・意見・要望とその対応

(6) その他特記事項

4 添付書類

(1) 説明会の出席者名簿 (2) 説明会の配布資料 (3) 説明会の議事録
(4) 町長が必要と認める書類

年 月 日

高取町長 様

住 所

氏 名 印

電話番号

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

事 業 変 更 届 出 書

高取町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第10条第2項の規定により、事業の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業名

2 事業区域の所在地 高取町大字 番地 ほか 筆

3 事業届出日及び受理番号 年 月 日 第 号

4 事業変更の内容

変 更 前	変 更 後

5 事業変更の理由

6 添付書類

町長が必要と認める書類

年 月 日

高取町長 様

住 所

氏 名 印

電話番号

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

事業終了届出書

高取町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により、事業の終了について、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業名

2 事業区域の所在地 高取町大字 番地 ほか 筆

3 事業届出日及び受理番号 年 月 日 第 号

4 事業終了日 年 月 日

5 事業終了の理由

6 撤去及び廃棄処分に関する計画の概要

（1）撤去予定時期及び撤去事業者

（2）廃棄処分予定時期及び廃棄処分事業者

（3）撤去及び廃棄処分に係る費用

7 添付書類

町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

所 属
職 名
氏 名
生年月日 年 月 日生

高取町長 印

立 入 検 査 員 証

この証票を携帯する者は、高取町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第13条の規定による立入検査を行う職員である。

記

高取町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（抄）

（報告徴収及び立入検査）

- 第13条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し必要な報告を求め、又は職員に事業者の事業所又は事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定による立ち入り又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立ち入り又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

年 第 月 号 日

様

高取町長

印

命 令 書

高取町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第14条第1項の規定により、下記のとおり命令します。

なお、この命令に従わない場合は、同条例第16条第1項の規定により、氏名及び住所並びに当該命令の内容を公表することがあります。

記

- 1 事業名
- 2 事業区域の所在地 高取町大字 番地 ほか 筆
- 3 命令事項
- 4 措置の期限 年 月 日

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヵ月以内に、町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起しなければなりません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヵ月以内に提起することができます。

年 第 月 号
日

様

高取町長

印

指 導 書

高取町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第15条第1項の規定により、下記のとおり指導します。

記

- 1 事業名
- 2 事業区域の所在地 高取町大字 番地 ほか 筆
- 3 指導事項
- 4 措置の期限 年 月 日

年 第 月 号
日

様

高取町長

印

勸 告 書

高取町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第15条第2項の規定により、下記のとおり勸告します。

なお、この勸告に従わない場合は、同条例第16条第1項の規定により、氏名及び住所並びに当該勸告の内容を公表することがあります。

記

- 1 事業名
- 2 事業区域の所在地 高取町大字 番地 ほか 筆
- 3 勸告事項
- 4 措置の期限 年 月 日

年 第 月 号 日

様

高取町長

印

弁明の機会の付与通知

あなたが行っている事業については、年 月 日付け第 号をもって必要な措置を勧告しましたが、未だに改善が認められないことから、高取町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第16条第1項の規定により、その事実を公表する予定です。ついては、同条第2項の規定により弁明の機会を付与しますので通知します。

なお、弁明書の提出期限までに提出されない場合は、次の事項を公表します。

1 公表の原因となる事実

2 公表を予定する事項

氏名及び住所	<small>(法人その他の団体の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地)</small>
事業の内容	
勧告に至る経過	
勧告の内容	
公表の時期	年 月 日
公表の方法	

3 弁明の機会の付与に関する事項

弁明書の提出期限	年 月 日
提出先	